

めを受けている生徒の苦悩や訴えを見逃さない敏感さを持つことが重要である。

このような事件を繰り返すことのないよう、本市議会は、子どもの健全育成こそが本市の将来を担うものであり、大人全体の責任で子どもたちを救う決意を固めるとともに、教育委員会に対し、左記事項に留意し、いじめの防止、早期発見、発生の時の対応の強化を図るよう強く要請する。

記

- 1、アンケート形式の見直しやインターネットを利用した相談等、相談しやすい窓口への改善を検討するとともに、教職員の自己研鑽や研修により、生徒の訴えを感じ取る力を磨くこと。
- 2、生徒たち自身の手による、いじめをなくするための自浄努力の活動を支援すること。
- 3、家庭に対し、学校のいじめ問題への考え方、家庭でのいじめへの対応方法、いじめの相談窓口を周知し、学校との共通理解を深めるとともに、家庭からの意見をくみ取るよう努めること。
- 4、いじめへの対応を担任まかせにせず、組織的に対応する校内体制及び関係機関との連携体制を整備すること。学校現場と教育委員会との距離を縮め、緊密に連携すること。生徒指導専門教員の配置等人員体制の充実を検討すること。
- 5、いじめの事実確認、初期対応、関係機関への報告に至る一連の対応について、一定の期間を定め、速やかに行う仕組みを構築すること。
- 6、体系的ないじめ対応マニュアル（インターネット上のいじめを含む）を早急に整備、周知徹底し、市

内全校で一定の対応を可能とすること。外部専門家の活用も視野に入れ、今後のいじめ問題への対応のありかたを継続的に研究すること。右、決議する。

平成24年10月2日

川越市議会



お知らせ

インターネット中継およびケーブルテレビ（JCN関東）による録画放送を行っております。ご覧ください。

開会日、議案質疑日、最終日の本会議の様様をインターネット（ライブ・録画）中継しております。

川越市公式ホームページ

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



本会議のCATV放送（録画）

開会日、議案質疑日、最終日の本会議の様様をケーブルテレビで録画放送しています

放送日：決まり次第ホームページ等でお知らせします（日、水、土曜日）

放送時間：正午から

放送CH：JCN関東 地上デジタル113ch

川越市公契約条例を定めることについて

今定例会最終日（10月2日）に議員提案による条例案が提案されましたが、動議が提出され、議会運営委員会に付託の上、閉会中の継続審査と決定しました。

今回の条例制定は、市が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、労働者の生活の安定を図り、地域経済及び地域社会の活性化に寄与しようとするものです。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものですが、平成25年4月1日以降に締結する公契約等について適用しようとするものです。

議員提出議案 — 継続審査 —

本 会 議

市議会には、年に4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。

本会議の傍聴を希望される方は、7階の傍聴受付で、住所・氏名を傍聴申込書にご記入いただくだけでどなたでも傍聴することができます。（小さなお子様連れの方も可能です。）

市政を直接知っていただくよい機会ですので、ぜひ傍聴においでください。車椅子の方のお席もご用意しております。なお、音声聞き取りにくい方には、ヘッドホンもごさいます。

傍聴にいらした方の控室として、市役所7階第1委員会室を用意しておりますので、こちらをご利用ください。

○本会議の開議時間

開会日：午後2時から（午後1時15分から議場コンサートを開催）

閉会日：午後1時から

その他の日：午前10時から

※会議の進行状況により変更となる場合があります。

委 員 会

委員会の傍聴は許可制となっております。市役所6階議会事務局で住所・氏名を傍聴人受付簿にご記入いただいた後、職員の指示に従っていただくようお願いいたします。

本会議、委員会の開催日程は川越市議会のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

◇傍聴される際は、次のことを守っていただくようお願いいたします。◇

- 1 傍聴人は、議場に入ることはできません。
- 2 傍聴席では、次の事項を必ず守ってください。
 - (1)議場での言論に対しては、拍手その他の方法によって公然と可否を表明しないこと。
 - (2)大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
 - (3)はち巻、腕章の類を着用し、又は張り紙、旗の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4)帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
 - (5)飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6)みだりに席を離れないこと。
 - (7)不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (8)その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (9)議長の許可を得た者以外は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
 - (10)携帯電話の電源を切ること。

議
会
を
傍
聴
し
て
み
ま
せ
ん
か
?

傍 聴 の 方 法

①傍聴席は市役所本庁舎7階にあります。エレベーターまたは階段で7階へお越しください。



②傍聴受付で傍聴申込書に住所氏名ご記入の上、傍聴券をお受け取り下さい。



③傍聴席にお入り下さい。席は自由です。（記者席を除く）



④本会議中でも傍聴席への出入りは自由です。お帰りの際は傍聴券を受付にご返却下さい。